

履行ノ爲メ争議再燃セルカ其ノ概況左ノ如シ

一 争議再發ノ原因

前田解決條件ノ外ニ附帯事項トシテ常備工ニハ争議中 日給金額  
支給及退職志望者ニ對シテハ退職手当 即時支給トテ口約シ  
居タリ然ルニ會社側ニ於テハ常備工ニ對シテモ半額支給ノ約束ナ  
リト稱シテ全額支給ト拒ミ且ツ又退職ヲ申出ラタル職工本田  
六郎外三名ニ對シテ退職手当ノ即時支給ニテ履行セカリシ爲  
メ職工側ニ在リテハ再ビ抗争ヲ開始スルニ至レリ

二 要求状況

職工側ニ在リテハ労働党坂西支那書記長 岡谷重之助ノ応援ヲ得  
テ別記ハケ條ノ要求書(一)ヲ重役安藤正人ニ提出セリ

三 事業主側

重役安藤正人ハ職工側ノ要求事項中常備職工ニ對スル日給金額  
支給ハ考慮スルモ其ノ他ハ断然拒絶スル旨回答セリ

四 経 過

要求ヲ拒絶セラレタル職工側ニ在リテハ本月二日代表者ヲ手介シテ

重役久保田誠、安藤 通、本田福太郎、高松 謙等ノ私定ヲ訪  
向諒解ヲ求ムル事ニ努力セルカ會見ノ結果 何レモ確答ヲ得ス  
會社側ニ於テハ本日何分ノ回答ヲ爲ス旨 約シタルカ職工ハ  
兩三日ノ経過ヲ見テ態度ヲ決スル事トシ未タ罷業等ノ舉ニ出  
ラス作業ハ平常通り継続ニ爲レリ

右及申(通)報候也

別記

- 一 請負制度ノ撤廃
- 二 最低賃金ノ制定
- 三 外注ノ禁止 (会社力仕事一部ヲ工場外人ヲシテサシムルコト)
- 四 賃銀ノ値下、時間ノ延長、解雇等ノ絶対反対
- 五 賃銀支給日ノ遅延ヲ許サズ
- 六 退職手当ノ即時支給
- 七 雇用ノ争議ニ際シテ常備者ノ手出全額支給ト
- 八 本件ニ関シテ従業員多数ノ行動ヲ策切リタル者ハ會社ニ於テ退職セシムルコト

右要 求

昭和四年十二月二日

細井 鏡工陽職工一同

株式会社細井鏡工陽 節中